

「財務」に係る自己点検・評価書

I 基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

本学は、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする教育大学である。本学は、国から措置される運営費交付金と授業料等の自己収入を主な財源として、大学運営を行っており、財源の約8割を運営費交付金が占めている。

本学は、公的財政支出に支えられており、国立大学法人会計基準等に基づき適切な財務会計処理を行い、財務諸表を作成・公開する責務を負っている。

また、大学運営の財源の大半を占める運営費交付金は、基本的に毎年度減額される仕組みであり、厳しい財政状況の中で、本学が教育研究を推進し、大学の役割・使命を果たしていくために、計画的な財政運営の下に学生納付金等の自己収入の確保及び外部からの競争的資金等の獲得に努め、限られた財源の中で、効率的・効果的な予算配分を実施し、管理的経費等の節減・抑制に努めている。

2 目的

- (1) 国立大学法人会計基準等に基づき適切な財務会計処理を行い、財務諸表を作成・公開する。
- (2) 授業料等の自己収入の確保及び外部からの競争的資金等の獲得に努める。
- (3) 効率的・効果的な予算配分を実施するとともに、管理的経費等の節減・抑制に努める。

II 自己点検・評価

- 1 **基準13-1**：大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-1-①：目的に添った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大でないか。

(観点・指標に係る状況)

平成18年3月31日現在の資産は、固定資産152億1,349万円、流動資産9億6,673万円、資産合計161億8,022万円を有し、また、負債は、固定負債16億4,205万円、流動負債7億799万円、負債合計23億5,004万円である。(別添資料13-1-1-1「貸借対照表(財務諸表)」参照)

(分析結果とその根拠理由)

本学の資産は、国立大学法人化以前の土地・建物等について、すべての出資を受けていることから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。負債については、国立大学法人の会計処理上、負債計上されているもので、実質的な負債はなく、債務が過大でない判断する。

なお、財務の健全性を示す平成18年度の流動比率（流動資産÷流動負債）が136.5%と高い数値を得ている。

観点13-1-②：大学の目的に添った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学の経常的収入は、運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金等で構成されており、過去5年間の収入実績は、別添資料13-1-2-1「過去5年間の収入状況」のとおりとなっている。

自己収入の約9割を占める授業料、入学料、検定料の基礎となる学生確保については、開学以来、欠員が生じていた大学院生の確保を本学の最重要課題と位置付け、「大学院長期履修学生制度を利用した教員免許取得プログラム」の導入などを図るとともに、学長を筆頭に現職教員派遣先の都道府県教育委員会や私立大学を訪問するなど、積極的な広報活動を展開した。その結果、平成18年度入試において、大学院入学定員300人に対し、過去最高の483人の応募者が得られ、入学者も313人を確保することができ、大学には学部生・大学院生併せて1,200人前後の学生が常時在籍していることになった。

また、外部資金の確保に向け、科学研究費補助金については、全教員に対してグループウェア等による詳細な情報提供や外部講師による説明会を開催するなど、積極的に申請を促した。さらに、大学教育改革の支援プログラム（以下「G P」という。）の申請の総括や採択されたG Pの円滑な推進を図るため、学長直属の部署として「G P支援室」を設置し、組織として各種G Pの獲得に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

本学の経常的収入は、国からの運営交付金の効率化係数1%の削減はあるものの、学生確保や外部資金の獲得等、積極的な取組みを推進してきた結果、自己収入や外部資金が増加傾向にあることから、継続的に確保されていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

- ・教育研究活動を安定して遂行できる資産を、必要かつ十分に有しており、実質的な負債はない。
- ・学生確保や外部資金獲得のための積極的な取組み等により、収入額が増加傾向にあり、平成17年度の収支状況は、当期総利益を計上し、かつ支出超過となっていない。

（今後の検討課題）

- ・安定した財政運営を今後とも図っていくために、引き続き、自己収入の確保、外部資金等の獲得に努め、経費節減を行っていかなければならない。

2 基準13-2：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定

され、関係者に明示されているか。

(観点・指標に係る状況)

平成16年度から平成21年度に係る予算、収支計画、資金計画は、本学の中期計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。

(別添資料13-2-1-1「中期計画、年度計画(予算、収支計画及び資金計画)」参照)

また、年度に係る予算、収支計画、資金計画は、経営協議会、役員会の議を経て、学長が決定している。

中期計画及び年度計画は、本学のホームページに掲載し、公表している。(別添資料13-2-1-2「情報公開(<http://www.juen.ac.jp>)」参照)

(分析結果とその根拠理由)

平成16年度から平成21年度に係る予算、収支計画、資金計画は、本学の中期計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定の上、文部科学大臣に申請し、認可を受けていること、また年度に係る予算、収支計画、資金計画は、経営協議会、役員会の議を経て、学長が決定していることから、適切な収支に係る計画等が策定されていると判断する。さらに、中期計画及び年度計画は本学のホームページに掲載して関係者に明示している。

観点13-2-2②：収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点・指標に係る状況)

本学の平成17年度の収支状況は、経常費用が40億8,978万円、経常収益は42億9,658万円で、経常利益は2億679万円となっており、臨時損失及び臨時利益を加えた当期総利益は2億1,515万円を計上している。(別添資料13-2-2-1「損益計算書(財務諸表)」参照)

また、中期計画で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は9億円となっているが、長期及び短期ともに借り入れは行っていない。

(分析結果とその根拠理由)

本学の平成17年度の収支は、短期借り入れを行わず、当期総利益を計上していることから、過大な支出超過とはなっていないと判断する。

観点13-2-2③：大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点・指標に係る状況)

学内予算は、各年度毎に予算編成方針を策定し、学内ヒアリングを実施の上、収入・支出予算を編成し、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。(別添資料13-2-3-1「平成18年度学内予算編成方針」参照)

学内予算の編成に当たっては、本学の運営に要する財源の大半を占める運営費交付金が、毎年度、効率化係数の影響により減額される厳しい状況を踏まえ、人件費及び管理運営等経費の節減・抑制を図るとともに、教育研究経費を確保しつつ、本学の課題である大学院の定員充足のための広報、学生支援の充実及び教育の改善等、全学施策経費として、全学的な重点施策に予算の重点化を進めることによって、教育研究等を推進し、年度計画の着実な実施に努めてきたところである。(別添資料13-2-3-2「平成18年度国立大学法人上越教育大学支出予算(参考資料1~3)」、別添資料13-2-3-3「支出予算(業務

経費)の年度別推移」参照)

なお、教育研究経費の内、大学教員への教育研究経費の学内配分に当たっては、配分予算検討委員会において具体の配分を審議し、教育研究を活性化するため競争的な教育研究経費の配分充実を図るなど、適切かつ効果的な予算配分に努めている。(別添資料13-2-3-4「平成18年度大学教員に係る教育研究経費の配分方針」参照)

(分析結果とその根拠理由)

運営費交付金が減額される厳しい状況の中で、教育研究経費の確保を行うとともに、教育研究をより活性化するための予算配分に努めており、適切な資源配分がなされていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

限られた財源の中で、効率的・効果的な資源配分に努め、教育研究経費の財源を確保し、適切な配分を行っている。

(今後の検討課題)

該当なし

3 基準13-3：大学の財務に係る監査等が適切に実施されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-3-①：大学の設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

(観点・指標に係る状況)

財務諸表等の公表については、国立大学法人法第35条の規定に基づき、財務諸表を官報に公告し、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記した書面を総務部財務課において一般の閲覧に供するとともに、本学のホームページに掲載し、公表することとしている。(別添資料13-3-1-1「財務諸表等の公表に関する法令抜粋(国立大学法人法第35条)」、「官報及び本学ホームページ(<http://www.juen.ac.jp>)」参照)

(分析結果とその根拠)

財務諸表を官報に公告し、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記した書面を総務部財務課において一般の閲覧に供するとともに、本学のホームページに掲載することとしており、適切な形で公表している。

観点13-3-②：財務について、会計監査等が適正に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

財務に対する会計監査については、内部監査、監事による監査、会計監査人による監査を実施している。内部監査については、本学の内部監査規程に基づき監査計画を策定し、監事監査については、監事監査規則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、それぞれ監査を実施している。(別添資料13-3-2

－ 1 「国立大学法人上越教育大学内部監査規程」、「国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則」、「平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画」、「監査結果報告書」、別添資料13－3－2－2「国立大学法人上越教育大学監事監査規則」、「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」、「監査結果報告書」参照)

会計監査人の監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）、決算報告書について監査を受けている。（別添資料13－3－2－3「監査契約書」、「独立監査人の監査報告書」参照）

（分析結果とその根拠理由）

財務に対する監査は、内部監査及び監事監査については、本学の規程等に基づき、また、会計監査人については法令に基づきそれぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対して会計監査等が適正に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

財務に対する監査については、本学の規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

（今後の検討課題）

該当なし

Ⅲ 基準13の自己評価の概要

本学は、国立大学法人化前の土地・建物等について、すべての出資を受け、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有し、平成17年度決算においては当期総利益を計上し、実質的な支出超過による負債もない状況である。

また、自己収入の約9割を占める学生納付金の確保や外部資金の獲得に向けて積極的に取り組みにより、増加傾向にあり、継続的な収入を確保された安定した教育研究活動を推進するために健全な財政運営に努めている。

運営費交付金が減額される厳しい状況の中で、教育研究経費の確保を行うとともに、教育研究をより活性化するための予算配分に努めており、適切な資源配分がなされている。

なお、中期計画及び年度計画の予算、収支計画、資金計画及び財務諸表等は、経営協議会、役員会の議を経て、学長が決定し、大学のホームページに掲載するなど、適切な形で公表を行っている。

監査については、本学の規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。また、財務諸表は官報公告し、本学のホームページ等に掲載することにより、広く国民に対して公表を行っている。